

7. その他

(1) 議案・報告（議決を要するもの）

| 議案番号 | 件名 | 内 容（主なもの） | 付託委員会 | 議決月日 採決状況 |
|--------|-----------------------|---|----------|---------------------|
| 議案第26号 | 指定管理者の指定について | 堺市都市緑化センター管理運営について、指定管理期間の終了に伴い、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、アメニス・ECCOMグループを指定管理者として令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間指定しようとするもの | 建設 | 3月17日 可決 全会一致 |
| 議案第27号 | 包括外部監査契約の締結について | 行財政運営に関し、優れた識見を有する外部の者の監査を受け、また監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約で、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、締結するもの 相手方：弁護士 田上智子氏 契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで | 総務 財政 | 3月17日 同意 全会一致 |
| 議案第28号 | 市道路線の認定について | 認定：13路線 延長：1,009メートル | 建設 | 3月17日 可決 全会一致 |
| 議案第43号 | 訴えの提起について | 堺市立男女共同参画センターのうち1階連絡室部分について、堺市女性団体協議会は本市が行政財産の目的外使用許可をしていない令和5年1月1日以後も占有を続けている。同センターについては、令和5年4月から施設全体を対象に指定管理者制度を導入し、1階連絡室においても指定管理業務を行うが、このままでは準備ができず市民サービスに影響を及ぼすため、同団体に対対象物件の明渡し及び民法第703条に基づく不当利得返還請求として、令和5年1月1日から対象物件の明渡し済みに至るまでの占有に係る金員の支払いを求める訴えを提起するもの | 省 略 | 2月10日 同意 起立多数 |
| 報告第1号 | 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について | 令和2年度から令和4年度にわたり、市立浜寺石津小学校に勤務をしていた元学校事務職員が保護者からの預かり金である学校徴収金を横領をしていた。そのため同校が一括して相手方から購入し、既に納品され金額が確定している児童の教材 | 文教 | 3月17日 承認 全会一致 |

| 議案番号 | 件名 | 内容(主なもの) | 付託委員会 | 議決月日 結果 採決状況 |
|----------------------------|---------------------------------|---|-----------|------------------------------|
| | | <p>費、金110万2,880円について請求行為がなされているが、学校徴収金から支払いができずに未納となっているため、早急に支払いを完了させる必要があるもの</p> <p>専決処分日 令和5年1月20日</p> <p>損害賠償額 1,102,880円</p> | | |
| <p>議案 第46号</p> | <p>和解について</p> | <p>平成28年に本市が発注した北部地域整備事務所外壁改修他工事の施工者及び当該工事の設計者を相手方とする訴訟について和解を行うもの</p> <p>本訴訟では、当該工事において、アスベストを含有する建材の落下事故が発生したことに伴い、当該請負契約の解除に伴う違約金、契約解除までの工事の出来高及び双方が被ったとする損害の賠償責任について争った。</p> <p>これに対し、令和4年12月に大阪地方裁判所堺支部より和解案の提示があり、協議の結果、令和5年3月に和解条項が示された。この和解条項を検討した結果、これを受け入れることは妥当であると認められるので、当該和解条項のとおり和解をしようとするもの</p> | <p>省略</p> | <p>5月19日 同意 全会一致</p> |
| <p>報告 第5号</p> | <p>損害賠償の額の決定の専決処分の報告について</p> | <p>平成19年12月18日午後3時50分頃、堺市立大泉中学校で野球部の活動中、部活動外部指導員の過失により、相手方の口腔部を負傷させたもの</p> <p>専決処分日 令和5年4月13日</p> <p>損害賠償額 4,144,916円</p> | <p>省略</p> | <p>5月19日 承認 全会一致</p> |
| <p>議員提出 案 第11号</p> | <p>孤独・孤立社会対策調査特別委員会の設置等について</p> | <p>1. 本市議会に、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、孤独・孤立社会対策調査特別委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>2. 委員会は、コロナ禍で、自殺、孤独死、引きこもり、ヤングケアラー、不登校等の孤独・孤立にまつわる課題が一層深刻になっていることから、地域、学校等における孤独・孤立や、産前産後、幼少期、就学期、若者から高齢者に至る人生の各ステージにおける孤独・孤立を解消し、市民の心豊かな社会を実現するための総合的な対策について調査審議することを目的とす</p> | <p>省略</p> | <p>5月19日 可決 全会一致</p> |

| 議案番号 | 件名 | 内容(主なもの) | 付託委員会 | 議決月日 結果状況 |
|--------------|---------------------------------|---|-------|---------------------|
| | | <p>る。</p> <p>3. 委員会の委員の定数は12人とする。</p> <p>4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。</p> | | |
| 議員提案 第12号 | 新たな危機に立ち向かうまちづくり調査特別委員会の設置等について | <p>1. 本市議会に、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、新たな危機に立ち向かうまちづくり調査特別委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>2. 委員会は、気候変動や緊迫する国際情勢の中で、大規模な自然災害や、食糧、エネルギーなどの安全保障上の問題も含め、市民生活を脅かす様々な危機事象が発生していることから市民の生命と安全を守る基礎自治体として何をなすべきか、調査審議することを目的とする。</p> <p>3. 委員会の委員の定数は12人とする。</p> <p>4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。</p> | 省略 | 5月19日 可決 全会一致 |
| 議員提案 第13号 | 人口減少対策調査特別委員会の設置等について | <p>1. 本市議会に、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、人口減少対策調査特別委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>2. 委員会は、こども家庭庁の発足を受け、持続可能な自治体運営の最大の脅威と言える人口減少問題に立ち向かうべく、人口誘導に資する子育て支援、産業振興、まちづくりとそれらの効果的な情報発信、ICTやAIの活用について調査審議することを目的とする。</p> <p>3. 委員会の委員の定数は12人とする。</p> <p>4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。</p> | 省略 | 5月19日 可決 全会一致 |
| 議案 第51号 | 指定管理者の指定について | 堺市立町家歴史館等の設置目的をより効果的・効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、株式会社パソナジョイナスを指定管 | 省略 | 6月21日 可決 全会一致 |

| 議案番号 | 件名 | 内容(主なもの) | 付託委員会 | 議決月日 結 果 採 決 状 況 |
|------------|--|--|---------|------------------------|
| | | 理者として、令和5年8月1日から令和11年3月31日までの期間指定しようとするもの | | |
| 議案 第52号 | 堺市及び泉大津市におけるはしご付消防自動車の共同運用に係る連携協約の締結に関する協議について | 泉大津市と40メートル級のはしご付消防自動車の運用等を連携協力することにより、消防力の強化が図られ、また、効率的・効果的な運営が可能となることから、堺市及び泉大津市におけるはしご付消防自動車の共同運用について、連携協約案をもって泉大津市と協議するもの | 省 略 | 6月21日 可 全 会 一 致 決 |
| 議案 第53号 | 市道路線の認定及び廃止について | 認定：10路線 延長：474メートル 廃止：1路線 延長：321メートル | 省 略 | 6月21日 可 全 会 一 致 決 |
| 議案 第95号 | 指定管理者の指定について | 堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、フェニーチェ堺共同事業体を指定管理者として、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの期間、指定しようとするもの | 産 業 環 境 | 9月28日 可 全 会 一 致 決 |
| 議案 第96号 | PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の変更について | 大浜体育館建替整備運営事業に係る設計、建設、維持管理及び運営に関する事業契約の変更を行うもの 変更契約の相手方は、つながりーナ大浜PFI株式会社で、変更内容は物価変動に伴い、維持管理及び運営の金額を変更するもの 契約金額は5,456万4,081円増額して、89億7,607万7,611円とし、令和5年8月15日に仮契約を締結したもの | 産 業 環 境 | 9月28日 可 全 会 一 致 決 |
| 議案 第97号 | 市道路線の認定について | 認定：5路線 延長：235メートル | 建 設 | 9月28日 可 全 会 一 致 決 |
| 議案 第98号 | 線路又は工事方法書記載事項変更認可申請に対する道路管理者意見について | 南海本線連続立体交差事業に伴う阪堺線の本市道路区域内への移設について、大阪府から意見照会があり、道路管理上支障がないことを回答することについて議会の同意を求めるもの | 建 設 | 9月28日 同 全 会 一 致 意 |

| 議案番号 | 件名 | 内容(主なもの) | 付託委員会 | 議決月日 結 果 採 決 状 況 |
|-------------|-----------------------|--|----------|------------------------|
| 報告 第15号 | 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について | 令和5年5月10日、午前10時25分頃、堺市南区鉢ヶ峯寺773番地内の堺公園墓地内において、樹木が倒れ込み、相手方が所有する墓石等を破損したもの 専決処分日 令和5年7月27日 損害賠償額 3,113,000円 | 建設 | 9月28日 承認 全会一致 |
| 議案 第117号 | 指定管理者の指定について | 堺市立ビッグバンの管理運営について、指定期間の満了に終了に伴い、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、株式会社丹青社を指定管理者として、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの期間、指定しようとするもの | 総務 財政 | 12月20日 可決 全会一致 |
| 議案 第118号 | 指定管理者の指定について | 堺市立人権ふれあいセンターにおける管理運営について、指定期間の終了に伴い、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、JSAグループを指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間、指定しようとするもの | 市民 人権 | 12月20日 可決 全会一致 |
| 議案 第119号 | 指定管理者の指定について | 堺市立文化館の管理運営について、指定管理期間の終了に伴い、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、公益財団法人堺市文化振興財団を指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間、指定しようとするもの | 産業 環境 | 12月20日 可決 全会一致 |
| 議案 第120号 | 指定管理者の指定について | 堺市金岡公園体育館、堺市金岡公園陸上競技場、堺市金岡公園野球場及び堺市金岡公園テニスコートの管理運営について、指定期間の終了に伴い、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、堺市教育スポーツ振興事業団・ミズノグループを指定管理者として、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの期間、指定しようとするもの | 産業 環境 | 12月20日 可決 全会一致 |
| 議案 第121号 | 指定管理者の指定について | 堺市立のびやか健康館の管理運営について、指定期間の終了に伴い、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、株式会社COSPAウェルネスを指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間、指定しようとするもの | 産業 環境 | 12月20日 可決 全会一致 |

| 議案番号 | 件名 | 内容(主なもの) | 付託委員会 | 議決月日 結果状況 |
|---------|-------------------------------|--|-------|---------------------|
| 議案第122号 | 指定管理者の指定について | 堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の管理運営について、指定期間の終了に伴い、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、日本環境マネジメント株式会社を指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間、指定しようとするもの | 健康福祉 | 12月20日 決 全会一致 |
| 議案第123号 | 指定管理者の指定について | 堺市立勤労者総合福祉センターの管理運営について、指定管理期間の終了に伴い、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、日本環境マネジメント株式会社を指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間、指定しようとするもの | 産業環境 | 12月20日 決 全会一致 |
| 議案第124号 | 指定管理者の指定について | 堺自然ふれあいの森の管理運営について、指定管理期間の終了に伴い、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、ふれあいの森パートナーズを指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間、指定しようとするもの | 建設 | 12月20日 決 全会一致 |
| 議案第125号 | 指定管理者の指定について | 堺市霊園及び堺市立霊堂の管理運営について、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、株式会社オフィスSKGを指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間、指定しようとするもの | 建設 | 12月20日 決 全会一致 |
| 議案第126号 | 関西広域連合規約の変更に関する協議について | 本市が構成団体の一員である関西広域連合が処理する事務のうち、奈良県に係るものについては、一部の事務に限定して処理していたが、今後の事務の取組の実効性を高め、関西全体における事業効果の一層の向上を図るため、全ての事務を処理することとし、所要の改正等を行うもの | 総務財政 | 12月20日 決 全会一致 |
| 議案第127号 | 地方独立行政法人堺市立病院機構第4期中期目標の策定について | 地方独立行政法人法第25条第1項の規定により、地方独立行政法人堺市立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を定めるもの | 健康福祉 | 12月20日 決 全会一致 |

| 議案番号 | 件名 | 内容(主なもの) | 付託委員会 | 議決月日 結果状況 |
|-------------|--|---|----------|------------------|
| 議案 第128号 | 本市において住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について | 大和川左岸(三宝)土地区画整理事業区域の一部の住居表示を整備するため、市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について定めるもの | 市人民権 | 12月20日 可全会一致 |
| 議案 第129号 | 当せん金付証券の発売について | 当せん金付証券法第4条第1項の規定により、令和6年度における当せん金付証券、いわゆる宝くじの発売総額を70億円以内とすることについて、議会の議決を求めるもの | 総務 財政 | 12月20日 可全会一致 |
| 議案 第130号 | 市道路線の認定について | 認定:12路線 延長:1,299メートル | 建設 | 12月20日 可全会一致 |
| 議案 第137号 | 指定管理者の指定について | 堺市立北こどもリハビリテーションセンターについて、指定期間の終了に伴い、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、社会福祉法人堺市社会福祉事業団を指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間、指定しようとするもの | 健康 福祉 | 12月20日 可全会一致 |
| 議案 第138号 | 指定管理者の指定について | 堺市立南こどもリハビリテーションセンターについて、指定期間の終了に伴い、選定要件に沿って審査を行った結果、社会福祉法人堺市社会福祉事業団を指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間、指定しようとするもの | 健康 福祉 | 12月20日 可全会一致 |
| 報告 第20号 | 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について | 令和5年3月7日午前9時40分頃、堺市東区菩提町5丁61地先において、相手方が自転車で走行中、本市が管理する転落防止柵にもたれかかったところ、転落防止柵の片方の支柱の基礎が外れ、水路へ転落し負傷したもの 専決処分日 令和5年10月26日 損害賠償額 2,494,108円 | 産業 環境 | 12月20日 承認全会一致 |
| 報告 第21号 | 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について | 令和5年5月31日午前10時10分ごろ、堺市南区鉢ヶ峯寺773番地内の堺公園墓地内において、樹木が根本付近で折れて倒木していることが判明し、相手方が所有する墓石等を破損した | 建設 | 12月20日 承認全会一致 |

| 議案番号 | 件名 | 内容(主なもの) | 付託 委員会 | 議決月日 採決状況 |
|------------|-------------------------------|--|-----------|----------------------|
| | | もの 専決処分日 令和5年10月26日 損害賠償額 2,074,600円 | | |
| 報告 第22号 | 損害賠償の額の 決定の専決処分 の報告について | 令和5年5月31日午前10時10分ごろ、堺市南区鉢ヶ峯寺773番地内の堺公園墓地内において、樹木が根本付近で折れて倒木していることが判明し、相手方が所有する墓石等を破損した もの 専決処分日 令和5年10月26日 損害賠償額 2,453,000円 | 建設 | 12月20日 承認 全会一致 |
| 報告 第23号 | 損害賠償の額の 決定の専決処分 の報告について | 令和5年5月31日午前10時10分ごろ、堺市南区鉢ヶ峯寺773番地内の堺公園墓地内において、樹木が根本付近で折れて倒木していることが判明し、相手方が所有する墓石等を破損した もの 専決処分日 令和5年10月26日 損害賠償額 3,113,000円 | 建設 | 12月20日 承認 全会一致 |